

平成 26 年第 1 1 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 26 年 1 1 月 2 8 日)

召集年月日 平成26年11月28日(金)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成26年11月28日 午前10時00分

閉会 平成26年11月28日 午前10時35分

出席委員(18人)

1番	山本 修	3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)
5番	中川啓二	6番	福井明美	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	小川宗一	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
16番	猿橋 巧	18番	吉岡靖夫	17番	小間美也子
19番	藤原義隆	21番	田中 廣(職務代理)		
22番	大下利男				

欠席委員(4名)

2番	松宮利廣	13番	山下大三郎	15番	栗谷善一
20番	小畑信幸				

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第32号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定による転用及び賃借権設定許可申請審議について

事務局長

皆さんご苦労様です。
ただ今から、平成26年第11回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
2番松宮委員、13番山下委員、15番粟谷委員、20番小畑委員、の4名から欠席の連絡を受けております。
また、奥次長が役場業務のため欠席でございます。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案を予定しております。よろしくお願いいたします。
開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成26年第11回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の4議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、18名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、10番 渡辺委員さんと 11番 東委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第31号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第31号は、おおい町〇〇〇〇の〇〇〇氏の農地を同じく〇〇〇〇の〇〇〇氏が売買により取得するものであります。
詳細は、書記の竹浦に説明させます。

書記 はい、議長
(議案第31号資料説明)
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

寺本委員 本案の現地につきましては、21日の午前中、木村委員と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。
申請地は、この申請までは農地利用集積により他の農業者が借受けておりましたので、しっかり手入れがされていきました。
譲受人は農業を専門に営んでいるとのことで、今回の申請は問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

藤原委員 廃業すると、農地中間事業を活用して、手離し金の50万を受け取ることができるのか。

局長 おおい町は利用集積事業を行っておりまして利用集積の奨励金を出していますが、途中の解除の場合、奨励金の返還をしていただいております。

議長 その他、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第31号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議長　　日程3　議案第32号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について　を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長　　はい、議長
議案第32号は、おおい町〇〇〇の〇〇〇〇氏の農地を同じく〇〇〇の〇〇〇〇氏が売買により取得するものであります。
詳細は、書記の竹浦に説明させます。

書記　　はい、議長
（議案第32号資料説明）
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員　　本案の現地につきましても、21日の午前中、寺本委員と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。
申請地は、この申請までは農地利用集積により他の農業者が借受けていましたので、しっかり手入れがされていきました。
譲受人は農業を熱心に営んでいるとのことで、今回の申請は問題ないものと判断いたしました。

議長　　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第32号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議 長 日程4 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長。
議案第33号は、おおい町〇〇の〇〇〇氏所有の農地に、〇〇である〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が、隣接する宅地とにまたがり太陽光発電設備のパネルを設置するため転用し、使用貸借権を設定するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書 記 はい、議長
(事務局、議案第33号資料説明)
議案資料11頁・12頁の、申請地と隣接する南側の土地は、譲渡人〇〇氏の宅地と、その〇〇の〇〇氏の住宅になります。その〇〇氏の住宅を取り壊し、〇〇氏の住宅兼、〇〇である譲受人〇〇氏の会社用事務所を建築し、その敷地と今回の申請地をまたがり太陽光パネルを設置します。
今回の申請は、第2種農地での設置ですので、過去に許可を出しました〇〇〇〇の第1種農地での営農型発電設備とは異なり、農地を転用し、半永久的な設置となります。
よってこの申請の許可基準につきましては、申請地は、第2種農地(その他の農地)の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、譲受人がおおい町で事務所と太陽光発電設備を設置するための申請地に代わる代替地もないことから、許可できるものと判断

されます。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

寺本委員 　　本案の現地につきましても、21日の午前中、木村委員と事務局2名と現地を確認してまいりました。
申請地は、草刈りはされていましたが、耕作はされておらず、〇〇氏の住宅は取り壊しが進んでおりました。
申請地は原野と宅地に囲まれ、水捌けも悪く、水田には無理な土地でありましたし、畑として利用する人もおらず、今回の転用はやむを得ないと思われれます。

議 長 　　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

中川委員 　　転用後の地目は何になるのか。
田の上にパネルを置けるのか。

書 記 　　以前に転用許可のありました〇〇〇〇は、第1種農地に太陽光パネルを設置する営農型発電設備でしたので、パネルの下に農地があります。今回の申請は、農地を転用しパネルを設置しますので、雑種地になると思われれます。

議 長 　　その他、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 　　ご異議がないようでございますので、議案第33号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 　　日程5 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 　　はい、議長。

議案第34号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏所有の農地に、おおい町〇〇の〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇〇〇〇用の事務所及び露天駐車場としてまた貸しするため転用し、〇〇氏と〇〇〇との賃借権を設定するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書 記 はい、議長（議案資料16頁訂正報告）
（事務局、議案第34号資料説明）

申請地は、議案資料16頁のとおり、青色の部分1,000㎡が平成23年11月に転用許可を受け、既に駐車場として使用されていまして、この時の申請者も〇〇氏と〇〇〇で、使用者は〇〇〇〇でございます。

また、申請地2筆は、平成25年10月に1-9番地、平成26年1月に1-8番地を農地変換届により畑に変換した農地ですが、今回は、既に転用許可を受けた場所と続けて駐車場を整備したのち、また貸し先の〇〇〇〇が事務所を建築するものです。なお、賃借期間は、5年間ののち、自動契約更新となっております。

この申請の許可基準につきましては、第3種農地の要件であるおおむね300m以内に町役場が存する公共的施設の整備の範囲に該当し、申請地から約300mの所におおい町役場がありますので、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 本案の現地につきましても、21日の午前中、寺本委員、事務局2名と現地を確認してまいりました。

申請地は、農地変換により、土でかさ上げされておりましたが、表面には砂利が敷き詰められておりました。

事務局にて今回の申請受理後に砂利の撤去を指導したとのことで、盛られた砂利は撤去されておりましたが、転用許可後の進捗確認と事後指導が必要と思われれます。

申請内容につきましては、前回の転用と地続きで、必要面積のみの転用申請でありますので、やむを得ないと思われれます。

議 長 事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 畑地転換がされていても、現況は砂利が置いてあつ

た。
建物はプレハブか。

局長 委員の皆さんには指導の権限がございますので、委員さんからもご指導をお願いします。事務局の方でも、建築業組合を通じて指導をしております。

議長 その他ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第34号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 それでは、その他の事項につきまして、事務局よりお願いいたします。

(事務局報告)

事務局 その他2

農地パトロールについてでございますが、今月中旬に実施しました農地パトロールにつきましては、現在、結果を取りまとめております。

パトロールにて確認しました、草刈等の保全管理指導、農地変換後の管理指導、無届での埋め立てなどにつきましては、今後、委員会として指導を行うこととなります。

また、パトロール当日の記録を【活動記録セット】に記載をお願いしておりますが、次回の委員会に回収させていただきます。

議長 話は前後しますが、県の農業委員会にて、太陽光パネルの下での耕作が続けられない可能性があるとのことで、県の検討委員会を設けて方針を話し合うこととなりました。

状況については、今後、この場で報告させていただきます。

議長 それではこれで、平成26年第11回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。